

際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

- ④ 国は、特定病原体等の適正な取扱いを推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国民の責務

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

5 医師等の責務

- ① 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
- ② 医師等は、感染症の患者に対し医療を提供するに当たり、感染症の特性に応じた適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- ③ 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 獣医師等の責務

- ① 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。
- ② 動物等取扱業者は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 特定病原体等管理者の責務

特定病原体等の管理をする者（以下「特定病原体等管理者」という。）は、その特定病原体等を適正に取り扱わなければならない。

8 定義

- ① この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。